

第十三回
参議院建設委員会會議録

第五十二号

昭和二十七年六月十三日(金曜日)午後
一時三十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬興兵衛君
理事 赤木 正雄君
田中 一君
小川 久義君

委員

石川 榮一君
深水 六郎君
門田 定藏君
東 隆君

事務局側

常任委員会専門員 菊池 瑞三君
常任委員会専門員 武井 篤君
説明員 建設省住宅局 鬼丸 勝之君
住宅企画課長

○公営住宅法の一部を改正する法律案
(田中一君外八名発議)

○委員長(廣瀬興兵衛君) 只今から建設委員会を開会いたします。

公営住宅法の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず發議者から提案理由及び説明をお述べ願います。

○田中一君 只今議題となりました公営住宅法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

公営住宅法は、昨年七月施行されました、爾來約一年間、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄與して参つたのでありますが、この間における法施行

の状況に鑑みまして、この際二、三の点につき改正を施すことが、法律の運用を更に円滑且つ實際的なならしめるために必要であると考え、この法律案を提出した次第であります。以下順次、改正点につき説明いたしたいと存じます。

改正の第一点は、公営住宅及び共同施設の建設の目標として、その主要構造部を耐火構造にするように努めなければならないことを明らかにしたこととあります。住宅、特に公営住宅の建設につきましましては、実情に於いて弾力性ある方策をとる必要があることは充分首肯されますが、それにもかかわらず、我が国における住宅建設の指導的役割を演ずべき公営住宅の建設におきまして、不燃住宅尊重の基本的方針を宣明しておくことが国家百年の大計を樹立するという観点からは是非とも必要であると考えらるべきであります。このことは、建築技術の進歩、建設方式の改善等によりまして、單なる理想としてではなく現実の問題として十分考慮され得るものとなりつゝあると確信いたしますと同時に、この大原則を掲げておくことが逆に建築技術の進歩、建設方式の改善等を促進することにも相成るものと考えらるべきであります。

改正の第二点は、家賃に関連するものであります。その一は、法第十二條による限度をこえて家賃を定め又は變更し得る場合として、公営住宅に改良を施したときを第十三條第一項に追加したこととあります。その二は、第十

二條による限度をこえての家賃の設定、變更の場合には、公聴会を開いて利害関係人及び学識経験者の意見を聞くこととして、適正妥当な家賃の存続乃至は実現を図つたこととあります。その三は、疾病、失業等の特別の事情のある場合における家賃又は敷金の徴收猶予の規定を設けまして、實際の必要に応ずることとしたこととあります。

改正の第三点は、事業主体の修繕義務の対象を擴張しまして、家屋の基礎、土台、家屋内部の附帯施設をもこれに含ませることとし、また、その修繕の実施は修繕事由の発生後遅滞なくしなければならぬこととし、法制定の趣旨の実現を更に十分にしようとしたこととあります。

改正の第四点は、第二十四條に関連いたしまして、公営住宅の譲渡、譲渡対価の用途、用途廃止事由等の範圍を擴張しようとするものであります。これは主として既往の実績に徴しまして、更に円滑なる法の施行に備えようとするものであります。

以上改正法律案の概要を説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(廣瀬興兵衛君) 本法案につきまして、御質疑のおありのかたは順次御發言を願います。

では提案者から逐條的に少し説明して頂きます。

○田中一君 大体提案理由の説明でお

わかりと思いますが、今日の状態では国が率先して耐火構造の家を作らなければならぬという事は、本委員会においても議論されたこととありまして、その点を第一に明確に打出したのであります。なお、現在の法律では三カ年計画として先般も本国会でその計画案を承認いたしました、この耐火構造にしなければならぬという原則はつきりとした確立したという気持ちでやつたのであります。今申し上げましたような三カ年計画というものが現在国会の承認を経て現存しております關係上、「努めなければならぬ」という工合に柔らく規定したわけでありまして、○小川久義君 政府側の御意見を伺いたいと思ひます。

○説明員(鬼丸勝之君) お尋ねにお答えいたします。政府側といたしましては、今回の改正案の第一点であります「耐火構造とするように努めなければならぬ」という規定につきましては、その趣旨は至極結構であると存する次第であります。ただ今田中委員、提案者である田中委員から御説明がございましたように、三カ年計画もきまつておりますし、又公営住宅の量と質のバランスの問題もございまして、直ちに一律に全面的に不燃化するといふわけには参りません。従いまして、この趣旨の規定でこの理想を掲げて、この理想をできるだけ速かに実現するように努力したい、かように考えております。

○田中一君 次の点であります。公聴会の問題につきましては、まだ公営住宅の突進の上に余りトラブルがございませぬけれども、いわゆる入居者側と事業主体の間にトラブルが比較的小いのであります。併し今後の問題を考えまして、ただ一方的に事業主体の意思において家賃を上げるなどというようなことがないよう、非常に民主的に入居者、或いは常識的に一般国民が納得するような形で値上げの問題を解決して行きたい、かように考えまして、公聴会制度を置いたのであります。改正案の第十三條の二項にありまして、この「利害関係人及び学識経験のある者の意見を聞かなければならぬ」ということは、單に利害関係人と申しまして、ただ入居者だけを限定したものではありません。国民の税金で以て建設しますところの公営住宅でありまして、直接入居者は無論のこと、入居を希望する者も利害関係人の範圍に入るのだ、かように考えてここにこの條項を掲げたのであります。

○委員長(廣瀬興兵衛君) この点について御質疑ございませぬか。ございませぬければ、提案者から續けて御説明願います。

○田中一君 次の第十三條の問題であります。これは現在の現行法には減免規定がございまして、第十二條の三項に減免規定がございまして、一応入居者に対する明渡しの請求があると同時に減免の規定がございまして、家賃は拂

います。併しながら一か月待つてくれ
或いは二か月待つてくれというよう
な場合、これを家賃の取立てを猶予す
るという事項を入れたほうが、一週に減
免する、つまり全然拂わなくてもいい
という処置をとるよりも、公営住宅の
事業主体の経営が健全になる、同時に
又人間の感情を壊してしまつて、やたらに政
府からの援助を受けてやるというよう
な考え方でなく、自分自身が働いてそれ
を返せるというように人に人を尊重
する意味において、又人間の人格を尊
重する意味において猶予するという
規定を設けたのであります。東京都の
條例ではこれはやつておりませんが、
川崎市の條例では一応この減免規定の
前に猶予規定を含めた條例を作つてお
ります。これを明文化したい、かよう
に考へて改正案を出したのでありま
す。

○委員長(廣瀬興兵衛君) 御質疑がご
ざいませなければ、續いて説明を願
います。如何ですか……では提案者から
引續き御説明をお願いします。

○田中一君 次の点は、第十五條の修
繕の義務をはつきりとその範圍を明確
にしまして定めたわけなのでございま
す。この点は現在でも公営住宅の維持
管理費というものは相當額に上つてお
ります。一つの例を申しますと、川崎
市などは約二千四百戸の公営住宅を持
つておりますが、そのうちの千戸に対
しては大体年に五百万円近い維持管理
費がかかるというのを訴えておりま
す。併しながら入居者の身にとりまし
ては自分の家が損壊されるということ
をそのまま耐えらるるものではないと
せん。従ひまして、当然事業主体が直
ちに壞れた場合には修繕するという義

務をはつきりと明確にしたわけなので
あります。現行法から擴張しましたの
は、基礎、土台、こういう点を入れま
した。それから「家屋の内部の給水施
設、排水施設、電気施設、その他省令
で定める附帯施設、この修繕する必要
があつたときは遅滞なく事業主体は修
繕しなければならぬ、こういう工合
に義務付けました。

次の第二十四條中の第一項の「その
入居者又は入居者の組織する団体」
これを「入居者の組織する団体又は營
利を目的としない法人」、かように譲
渡の範圍を擴げたのでございませう。

それから次の事業主体の変更、これ
は第二十四條の二の、新しく事業主
体が自分の管理かかるところの公営住
宅或いは共同施設を自分のほうに工合
悪い、こういう場合には建設大臣の許
可を得て他の地方公共団体に譲渡す
る、これは実例を申しますと、例えば
興営の公営住宅を持つておつた、併し
どうも管理上不便だから市に移そうと
いう場合には市にも移すことができ
る、かように考へてこの改正の点を出
したのでございませう。以上が大体改正
案の逐條的な御説明であります。

○赤木正雄君 改正法案の提案理由の
内容を承りました。まだ時日のある
ことでありませうから、私はできること
ならこの次の委員会まで質疑を保留さ
れたい。

○委員長(廣瀬興兵衛君) 只今赤木君
の御発言通り、質疑を次回に延ばすこ
とに御異議ございませうか。

○異議なしと呼ぶ者あり

○委員長(廣瀬興兵衛君) 御異議がな
ければ質疑は次回に延ばします。
速記をとめて。

午後一時五十分速記中止

午後二時二十七分速記開始

○委員長(廣瀬興兵衛君) それでは速
記を始めたい。

本日はこれにて散會いたします。
午後二時二十八分散會

六月十一日本委員会に左の事件を付託
された。

一、公営住宅法の一部を改正する法
律案

公営住宅法の一部を改正する法律
案

公営住宅法の一部を改正する法
律案

公営住宅法(昭和二十六年法律第
百九十三号)の一部を次のように改
正する。

第二條中各号列記以外の部分を次
のように改める。

この法律における用語の意義
は、第一号から第九号までに掲げ
るものについては、それぞれ当該
各号に定めるところにより、第十
号及び第十一号に掲げるものにつ
いては、建築基準法(昭和二十五
年法律第二百一十号)に定めるとこ
ろによる。

第二條に次の二号を加える。

十 主要構造部

十一 耐火構造

第五條に次の一項を加える。

三 事業主体は、公営住宅及び共同
施設の主要構造部を耐火構造とす
るよう努めなければならない。

第十三條第一項に次の一号を加え
る。

三 公営住宅について改良を施し
たとき。

第十三條第二項中「前項」を「第
一項」に改め、同項を第四項とし、
同條第一項の次に次の二項を加え
る。

2 事業主体は、前項の規定により
前條第一項又は第二項に規定する
限度をこえて家賃を定め又は変更
しようとするときは、公聴会を開
いて利害関係人及び学識経験のあ
る者の意見を聞かなければならぬ。

3 事業主体は、第一項の規定によ
る建設大臣の承認を求めようとし
るときは、公聴会における意見の
要旨を記載した書面を添附しなけ
ればならない。

第十三條の次に次の一條を加え
る。

(家賃等の徴収猶予)

第十三條の二 事業主体は、特別の
事情がある場合において必要があ
ると認めるときは、條例で定める
ところにより、家賃又は敷金の徴
収を猶予することができる。

第十五條中「公営住宅の家屋の
壁、柱、床、はり、屋根及び階段を
修繕する義務を免れることができな
い。」を「公営住宅の家屋の壁、基
礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階
段並びに家屋の内部の給水施設、排
水施設、電気施設その他省令で定め
る附帯施設について修繕する必要が
生じたときは、遅滞なく修繕しなけ
ればならない。」に改める。

第二十四條第一項中「その入居者
又は入居者の組織する団体」を「入
居者、入居者の組織する団体又は營

利を目的としない法人」に、同條第
二項中「公営住宅の建設又は共同施
設の建設の費用」を「公営住宅又は
共同施設の建設、修繕又は改良に要
する費用」に、同條第三項中「災害
に因り」を「災害その他の事由に因
り」に改める。

第二十四條の次に次の一條を加え
る。

(事業主体の変更)

第二十四條の二 事業主体は、その
管理に係る公営住宅又は共同施設
を引き續いて管理することが不適
当と認められる事情がある場合に
おいては、建設大臣の承認を得
て、これを公営住宅は共同施設と
して他の地方公共団体に譲渡する
ことができる。

2 前項の規定により、市町村が建
設大臣の承認を求めるときは、都
道府県知事を経由してなければ
ならない。

第三十條に次の一号を加える。

六 第二十四條の二第一項の規定
による譲渡の承認

附則

この法律施行の期日は、公布の日
から起算して三十日をこえない期間
内において、政令で定める。

昭和三十七年十月十日印刷

昭和三十七年十月十一日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局